

ORACLE CLOUD SERVICES AGREEMENT

このOracle Cloud Services Agreement（以下「**本契約**」といいます）は、日本オラクル株式会社（以下「**オラクル**」といいます）とお客様（以下「**お客様**」といいます）との間で締結されるものとします。本契約は、本契約に基づく注文に適用される契約条件を定めます。

1. 対象サービスの使用

1.1 オラクルは、本契約およびお客様の注文に従い、お客様の注文に記載されているオラクルのサービス（以下「**対象サービス**」といいます）をお客様に対し利用可能にします。本契約またはお客様の注文に別段の定めがある場合を除き、お客様は、本契約またはお客様の注文に基づき早期に終了しない限り、お客様の注文で定義される期間（以下「**サービス期間**」といいます）中、お客様の内部的業務処理の目的でのみ対象サービスを使用するための非独占的で全世界対象の限定的な権利を有するものとします。お客様は、お客様のユーザー（定義は後述）に対し、当該目的で対象サービスを使用させることができるものとし、それらの者による本契約およびお客様の注文の遵守について責任を負うものとします。

1.2 サービス仕様書は、対象サービスについて記述したものであるとともに対象サービスの準則となるものであり、本契約に組み込まれたこととなります。サービス期間中、オラクルは、とりわけ法律、規制、規則、テクノロジー、業界慣行、システム利用のパターンおよび第三者コンテンツ（定義は後述）の可用性などの面での状況における変更を反映させることを目的として、対象サービスおよびサービス仕様書を更新することができるものとします（ただし後述のData Processing Agreementについては例外とします）。オラクルによる対象サービスまたはサービス仕様書の更新は、お客様の注文のサービス期間中における対象サービスのパフォーマンス、機能性、セキュリティまたは可用性のレベルを実質的に低下させるものではありません。

1.3 お客様は、次の行為のいずれについても、自ら行ってはならないとともに、他者に行わせてはならず、他者に許可してなりません（総称して以下「**Acceptable Use Policy**」といいます）。(a) 人への嫌がらせのため、人身傷害もしくは物的損傷を生じさせるため、虚偽、名誉棄損、嫌がらせもしくはわいせつな内容を含んだマテリアルを公表するため、プライバシー権を侵害するため、偏見、人種差別、憎しみもしくは危害を助長するため、不招請のバルク・メール、迷惑メール、スパムもしくはチェーン・レターを送信するため、財産権を侵害するためまたは適用のある法令もしくは規制に他の何らかの方法で違反するために、対象サービスを使用すること、(b) 対象サービスのベンチマーク・テストまたは可用性テストを実施または開示すること、(c) オラクルの書面による事前承認を得ることなく対象サービスのパフォーマンス・テストもしくは脆弱性テストを実施もしくは開示するか、または対象サービスについてネットワークの検出、ポートおよびサービスの識別、脆弱性スキャン、パスワード・クラッキングもしくはリモート・アクセス・テストを実施もしくは開示すること、または (d) サイバー通貨または暗号通貨のマイニングの実施のために対象サービスを使用すること。本契約およびお客様の注文においてオラクルが有する他の権利に加え、オラクルは、Acceptable Use Policyの違反が生じた場合に是正措置を講じる権利を有するものとします。当該是正措置の例としては、当該ポリシーに違反するマテリアルの削除またはアクセス無効化も挙げられます。

2. 料金および支払

2.1 すべての料金の支払い期限は、オラクルによる請求書発行月の翌月末までとします。お客様の注文は、注文された時点で、本契約またはお客様の注文に規定されている場合を除き、取り消されず、支払われたすべての料金は返金されないものとします。お客様は、オラクルの所得に基づく税金を除き、お客様の注文した対象サービスに基づいてオラクルが納付すべき、適用される法令により賦課される、消費税、付加価値税、およびその他類似の税金を支払うものとします。注文に記載される対象サービスの料金には、税金および費用は含まれません。

2.2 お客様が注文した対象サービスの数量を超過した場合、お客様は、超過数量について速やかに購入し、料金を支払う必要があります。

2.3 お客様は、注文した対象サービスに対し、複数の請求書を受領する可能性があることを了解します。請求書は、<http://www.oracle.com/us/corporate/contracts/invoicing-standards-policy-1863799.pdf> においてアクセスできるオラクルのInvoicing Standards Policyに従って、お客様に対して発行されます。

3. 権利帰属および制限

3.1 お客様コンテンツ（定義は後述）についての知的財産権その他の一切の権利は、お客様またはそのライセンサーに留保されるものとします。対象サービス、その派生物、および本契約に基づきオラクルによりまたはオラクルに代わり開発または納入されたもののいずれについても、知的財産権その他の一切の権利は、オラクルまたはそのライセンサーに留保されるものとします。

3.2 お客様は、対象サービスの使用を通じて第三者コンテンツにアクセスできることがあります。お客様の注文に別段の定めがある場合を除き、第三者コンテンツについての知的財産権その他の一切の権利、ならびにかかるコンテンツの使用に関しては、お客様と当該第三者との間における別個の第三者規約が適用されます。

3.3 お客様は、本契約およびお客様の注文に基づく対象サービスの提供のためにお客様コンテンツのホスティング、使用、処理、表示および伝送を行う権利を、オラクルに付与します。お客様は、お客様コンテンツの正確性、品質、完全性、適法性、

信頼性および妥当性について単独で責任を負うとともに、対象サービスの実施のためにオラクルにより求められたお客様コンテンツに関係する一切の権利の取得についても、単独で責任を負うものとします。

3.4 お客様は、次の行為のいずれについても、自ら行ってはならないとともに、他者に行わせてはならず、他者に許可してもなりません。(a) 対象サービスのいずれの部分（データ構造またはこれに類するマテリアルであってプログラムにより生成されるものも含みます）についてであれ変更、派生物作成、逆アセンブル、逆コンパイル、リバース・エンジニアリング、複製、再発行、ダウンロードまたはコピーを行うこと、(b) オラクルと競合する製品またはサービスの直接的または間接的な構築またはサポートのために対象サービスについてアクセスまたは使用を行うこと、または (c) 本契約またはお客様の注文により許可されている場合を除き、対象サービスについて、いかなる第三者に対するものであれ、ライセンス許諾、売却、移転、譲渡、頒布、アウトソーシング、タイムシェアリングもしくはサービス・ビューローとしての使用の許可、商業的利用または利用可能とさせること。

4. 機密保持

4.1 本契約により、両当事者は、機密である情報（以下「**機密情報**」といいます）を他方当事者に開示する場合があります。機密情報は、本契約およびお客様の注文に基づく条件および価格設定、対象サービスに存するお客様コンテンツ、および機密である旨の明示が開示時になされた一切の情報に限定されます。

4.2 各当事者の機密情報には、次のいずれかに該当する情報は含まれないものとします。(a) 他方当事者の作為または不作為のいずれにもよることなく公知であるかまたは公知となったもの、(b) 開示前から他方当事者が適法に保有していた情報であって、直接または間接を問わず他方当事者が開示側当事者から取得したわけではないもの、(c) 開示制限なしに第三者から他方当事者に対し適法に開示されたもの、または (d) 他方当事者により独自に開発されたもの。

4.3 各当事者は、開示側当事者から受領側当事者への機密情報の開示の日から5年間、次の一文に記載されている者を除くいかなる第三者に対しても他方当事者の機密情報を開示しない旨に、同意するものとしますが、オラクルは、対象サービス内にかかる情報が存する限り、対象サービス内におけるお客様コンテンツの機密性を保護するものとします。各当事者は、本契約で義務付けられている保護の水準を下回らない方法での機密情報の不正開示防止義務を負う従業員、代理人または業務委託先に対してのみ、機密情報を開示することができるものとし、また、各当事者は、他方当事者の機密情報を訴訟手続において開示することができるとともに、法律上の要請に基づき政府機関に開示することもできるものとします。オラクルは、お客様の注文に適用されるサービス仕様書の一部として定義されているオラクルのセキュリティ・プラクティスに基づき、対象サービス内に存するお客様コンテンツの機密性を保護するものとします。

5. お客様コンテンツの保護

5.1 対象サービスの提供の一環としてオラクルに提供されるお客様コンテンツを保護するため、オラクルは、該当の手段面、物理面、技術面その他における安全対策、ならびにシステムおよびコンテンツの管理に関する他の該当の側面（掲載場所：<http://www.oracle.com/us/corporate/contracts/cloud-services/index.html>）を、遵守するものとします。

5.2 お客様コンテンツにパーソナル・データ（用語の定義は該当のData Privacy PolicyおよびData Processing Agreement（定義は後述）のとおりとなります）が含まれる限りにおいて、オラクルは、以下についても遵守します。

a. 対象サービスに適用される該当のOracle Privacy Policy（掲載場所：<http://www.oracle.com/us/legal/privacy/overview/index.html>）。

b. Data Processing Agreement for Oracle Services（以下「**Data Processing Agreement**」といいます）の該当バージョン。ただし、お客様の注文に別段の定めがある場合は、この限りではありません。お客様の注文に適用される**Data Processing Agreement**のバージョンは、(a) <https://www.oracle.com/corporate/contracts/cloud-services/contracts.html#data-processing> に掲載されており、参照により本書に組み込まれたことになるとともに、(b) お客様の注文のサービス期間にわたり有効に継続するものとします。Data Processing Agreementの条件とサービス仕様書（該当するすべてのOracle Privacy Policyも含みます）の条件との間に何らかの矛盾が生じた場合には、Data Processing Agreementの条件が優先するものとします。

5.3 上記第5条第1項および第5条第2項を損なうことなく、お客様は、次の事項について責任を負うものとします。(a) 対象サービスの一環としてのお客様コンテンツ（パーソナル・データも含みます）のお客様による提供およびオラクルによる処理に関係して必要とされる一切の通知、同意および/または許可、(b) お客様コンテンツに起因するセキュリティ脆弱性およびその脆弱性による結果（お客様コンテンツに含まれる一切のウイルス、トロイの木馬、ワーム、その他の有害なプログラミング・ルーチンも含みます）、および (c) 本契約の条件と整合しない方法でのお客様またはお客様のユーザーによる対象サービスの一切の使用。お客様がお客様コンテンツを第三者に対し自ら開示もしくは転送した範囲において、オラクルは、オラクルの支配外にある当該コンテンツのセキュリティ、完全性および機密性のいずれについても、責任を負わなくなります。

5.4 お客様の注文（サービス仕様書を含みます）に別段の定めがある場合を除き、お客様コンテンツには、サービス仕様書で定められたものと異なる、または追加となる特定のデータ・セキュリティ、またはデータ保護義務がオラクルに課されることとなるセンシティブまたは特別なデータを含めてはなりません。対象サービスにおいて利用可能な場合、お客様は、お客様コンテンツに含めようとしているかかるセンシティブまたは特別なデータに適用される特定のデータ・セキュリティまたはデータ保護要件に対応するよう設計された追加のサービス（例、Oracle Payment Card Industry Compliance Services）を、オラクルより購入することができます。

6. 保証、免責および唯一の救済措置

6.1 各当事者は、本契約を有効に締結したこと、ならびにその締結の権能および権限を有することを、表明します。オラクルは、サービス期間にわたり、サービス仕様書の記載に基づき一切の重要な点で商業上合理的な注意および技能を用いて対象

サービスを実施する旨を、保証します。お客様に提供された対象サービスの実施が保証どおりではなかった場合、お客様は、速やかに、対象サービスにおける不備（該当の場合においては、対象サービスの不備をオラクルに通知した際のサービス・リクエスト番号も含みます）を記載した書面にてオラクルに通知する必要があります。

6.2 オラクルは、対象サービスの実施においてエラーが存せず中断も生じない旨、対象サービスのエラーのすべてがオラクルにより是正される旨、ならびに対象サービスがお客様の要件または期待に適合する旨のいずれについても、保証しません。オラクルは、対象サービスのパフォーマンス、運用またはセキュリティに関する問題のうち、お客様コンテンツ、第三者コンテンツまたは第三者を提供元とするサービスに起因する一切のものについて、責任を負いません。

6.3 対象サービスの保証に関する違反、またはサービス仕様書に記載されているとおりに実施されなかった対象サービスに対するお客様の唯一の救済措置およびオラクルの責任のすべては、違反の原因となった不備のある対象サービスの是正であり、オラクルは、債務不履行責任、担保責任および契約不適合に関する責任のいずれも負いません。オラクルが商業上合理的な方法でその不備を実質的に是正できない場合には、お客様は、その不備のある対象サービスを終了させることができるものとし、また、オラクルは、終了した対象サービスに対して、お客様がオラクルに前払いした終了の効力発生日の翌日以降の期間に対する料金を、お客様に返金することとします。

6.4 法律上禁じられていない範囲で、上述の保証が唯一のものであり、明示または黙示を問わず他のいかなる保証または条件（ソフトウェア、ハードウェア、システム、ネットワークもしくは環境に関するもの、商品性、満足のいく品質および特定目的への適合性に関するもの、または債務不履行責任、担保責任もしくは契約不適合に関する責任も含みます）も存しないものとし、また、オラクルは、終了した対象サービスに対して、お客様がオラクルに前払いした終了の効力発生日の翌日以降の期間に対する料金を、お客様に返金することとします。

7. 責任の制限

7.1 各当事者またはその関連会社のいずれも、いかなる場合であれ、間接損害、派生的損害、付随的損害、特別損害、懲罰的損害賠償、懲戒的損害賠償、収益もしくは利益（本契約に基づく料金を除きます）の逸失、売上の喪失、データの消失、データの使用機会の喪失、または信用もしくは評判の失墜のいずれについても、責任を負いません。

7.2 いかなる場合も、本契約またはお客様の注文に起因または関連して生じるオラクルおよびその関連会社の累積的責任は、契約、不法行為その他のいかなる根拠によるものであるかを問わず、当該責任の原因となった事由から遡ること12か月以内に当該責任の原因たる対象サービスについてお客様の注文に基づき実際に支払われた総額が、上限となります。

8. 補償

8.1 お客様またはオラクルのうちいずれかから提供された情報、設計、仕様、指図、ソフトウェア、サービス、データ、ハードウェアまたはマテリアル（これらを総称して以下「**提供物**」といい、お客様またはオラクルのうち当該提供物を提供した側の当事者を以下「**提供者**」といい、また、お客様またはオラクルのうち当該提供物を受領した側の当事者を以下「**受領者**」といいます）であって受領者により使用されたものが第三者の知的財産権を侵害している旨を主張内容とする請求が第三者から受領者に対して提起された場合、提供者は、単独の費用負担により、当該請求から受領者を防御するとともに、侵害主張者たる第三者への補償対象として裁判所により判決された損害額、責任額および費用額、または提供者が同意した和解金額について、受領者に補償を行うものとし、また、受領者が以下の各号のすべてを実施することを条件とします。

- 受領者が当該請求の通知を受領した日から30日以内（これよりも短い期限が適用法上義務付けられている場合には当該期限内）に、提供者に書面で速やかに通知をすること。
- 防御活動および一切の和解交渉についての単独の管理決定権を提供者に付与すること。
- 当該請求についての防御または和解のために提供者が必要とする情報、権限および支援を提供者に与えること。

8.2 提供物のいずれかが第三者の知的財産権を侵害している可能性がある旨の判断がなされた場合、またはかかる可能性がある旨を提供者が認めた場合には、提供者は、当該提供物を（その実用性または機能性を実質的に維持しつつ）非侵害となるように修正すること、またはその使用継続を可能とするためのライセンスを取得することのうち、いずれかの措置を選択することができるものとし、また、そのいずれの措置も商業上合理的でない場合には、提供者は、当該提供物についてのライセンスを終了させたうえで当該提供物の返却を求めるとともに、当該提供物について受領者から他方当事者に支払済みの前払いの料金があればその未使用分を返金することができるものとし、また、当該返却によって、関連の注文に基づく自己の義務の履行能力に著しい影響が及ぶ場合には、30日以上前に書面で通知することにより、当該注文を終了させることができます。当該提供物が第三者テクノロジーである場合において、第三者のライセンス条件の下でオラクルによるライセンスの終了が認められないときは、オラクルは、30日以上前に書面で通知することにより、当該提供物に関連する対象サービスを終了させたうえで、当該対象サービスについての前払済み料金のうち未使用分を払い戻すことができるものとし、また、当該返却によって、関連の注文に基づく自己の義務の履行能力に著しい影響が及ぶ場合には、30日以上前に書面で通知することにより、当該注文を終了させることができます。

8.3 次の各号のいずれかに該当する場合には、提供者は、受領者に対し補償を行わないものとし、また、受領者が、(a) 提供物に変更を加えたか、または提供者のユーザー・ドキュメント、Program Documentationもしくはサービス仕様書に定められた使用範囲を超えて提供物を使用したとき、または (b) 旧バージョンとなった提供物を使用した場合において、受領者に提供された最新バージョンの提供物を改変のない状態で使用していたとすれば侵害請求を避けることができたであろうとき、また、提供者は、当該侵害請求が提供者の提供したものである提供物を根拠とする限りにおいて、受領者に対し補償を行わないものとし、また、オラクルは、対象サービス内においてまたは対象サービスによりアクセス可能であるかまたはお客様に提供された第三者コンテンツまたは第三者ポータルその他の外部ソースからの提供物（例えば、第三者のブログまたはフォーラムからのソーシャル・メディア投稿、ハイパーリンクによりアクセスされた第三者のウェブ・ページ、第三者たるデータ提供者からのマーケティング・データなど）が侵害請求の根拠である範囲については、お客様に対し補償を行いません。

8.4 本第8条は、いかなる権利侵害による請求または損害についても、各当事者の唯一の救済措置を定めたものです。

9. 有効期間および終了

9.1 本契約の条件は、本契約が付随する注文に対して適用されます。お客様は、サービス期間中、本契約または注文に定める場合を除き本契約または注文を解約することができません。

9.2 対象サービスは、お客様の注文で定義されたサービス期間において提供されます。

9.3 オラクルは、次のいずれかに該当すると判断した場合には、対象サービスについてのお客様またはお客様のユーザーによるアクセスまたは使用を停止できるものとします。(a) 対象サービスまたはそのコンテンツ、データもしくはアプリケーションの機能、セキュリティ、完全性または可用性に対する重大な脅威が存すること、(b) お客様またはお客様のユーザーが違法行為を犯すために対象サービスのアクセスまたは使用を行っていること、または(c) Acceptable Use Policyについて違反が存すること。合理的に実行可能でかつ法律上許容されている場合には、オラクルは、お客様に対し当該停止を事前に通知するものとします。オラクルは、当該停止の原因であった問題が解消済みであると判断した後速やかに、対象サービスの再開に向けて合理的努力を払うものとします。いずれの停止期間中においても、オラクルは、お客様コンテンツを（停止日の時点で存在していた状態で）お客様により利用できるものとするものとします。本項に基づきいかなる停止も、本契約に基づくお客様の支払義務を免除するものではありません。

9.4 いずれかの当事者が本契約または注文の重要な条件に違反した場合において、違反内容の書面による明示があった後30日以内に違反を是正しなかったときは、当該違反当事者は、契約不履行となり、非違反当事者は、(a) 注文への違反の場合においては違反が発生した注文を終了させることができ、また、(b) 本契約への違反の場合においては本契約および本契約に基づき発行済みのすべての注文を終了させることができるものとします。上記一文に基づきオラクルが注文を終了させた場合、お客様は、30日以内に、当該終了の前に発生済みの全金額、当該注文に基づく対象サービスについて未払いの状態にある総額、ならびに関連する税金および費用を支払わなければなりません。料金の不払いを除き、非違反当事者は、違反当事者が当該違反を是正するための合理的な努力を続ける限りにおいて、自らの単独の裁量により、当該30日の期間を延長することに同意することがあります。お客様は、本契約についてお客様が債務不履行に陥った場合には、注文済みの対象サービスを使用することができない旨に、同意します。

9.5 サービス期間終了時に、オラクルは、サービス仕様書に記載のデータ回収期間にわたり、お客様コンテンツを（サービス期間終了時に存在していた状態で）お客様により回収できるようにするものとします。法律による別段の義務付けがある場合を除き、当該データ回収期間の終了時に、オラクルは、対象サービス内に残存するお客様コンテンツのいずれについても、削除するかまたは他の何らかの方法で回復不能状態にするものとします。オラクルにおけるデータ削除の実務慣行の詳細は、サービス仕様書に記載されています。

9.6 本契約の終了または期間満了の後においても、責任の制限、補償、支払いその他の事項であってその性質上存続することが意図されているものに関する条項は、存続するものとします。

9.7 お客様が本契約または注文に定める条項に違反した場合、お客様はオラクルの書面による通知により、オラクルに対する一切の債務について期限の利益を喪失し、直ちにオラクルに債務を弁済しなければなりません。

10. 第三者コンテンツ、サービスおよびウェブサイト

10.1 第三者のウェブサイト、プラットフォーム、コンテンツ、製品、サービスおよび情報（以下「**第三者サービス**」といいます）に向けてのお客様によるリンク設定、お客様コンテンツまたは第三者コンテンツの転送その他何らかの方法でのアクセスが、対象サービスにより可能となることがあります。オラクルは、第三者サービスについて、管理を行わず、責任も負いません。お客様は、第三者サービスへのアクセスおよびその使用に関する諸条件の遵守について、単独で責任を負うものとします。対象サービスの実施の円滑化を目的としてオラクルがお客様のために第三者サービスへのアクセスまたはその使用を行う場合、お客様は、当該アクセスおよび使用（お客様に対し発行されたかまたは他の何らかの方法でお客様に対し提供されたパスワード、資格情報またはトークンを通じて行うものも含みます）が当該第三者サービスへのアクセスおよびその使用に関する諸条件により許可されている旨について保証する責任を、単独で負うものとします。

お客様がお客様コンテンツまたは第三者コンテンツを対象サービスから第三者サービスその他のロケーションに転送したかまたは転送させた場合、かかる転送は、オラクルではなくお客様による頒布となるものとします。

10.2 アクセス可能な状態にオラクルにより置かれる第三者コンテンツのいずれも、「現状有姿」かつ「提供可能な範囲」で、いかなる種類のいかなる保証もなしに、提供されるものです。お客様は、オラクルが第三者コンテンツに関して何ら責任を負わず管理、監督または是正の義務を負わない旨について、了承し同意します。オラクルは、第三者コンテンツに起因または関連する一切の責任を否認します。

10.3 お客様は、次の事項を了承しているものとします。(i) サービス期間中のいかなる時点においても第三者コンテンツの性質、種類、品質および可用性に変更が生じることがある旨、および(ii) Facebook™、YouTube™およびTwitter™などの第三者サービスと相互運用の関係にある対象サービスの機能が、当該第三者の各々のアプリケーション・プログラミング・インターフェース（API）の継続的可用性に依存するものである旨。かかる第三者コンテンツ、第三者サービスまたはAPIの変更または利用不能の結果として、オラクルは、本契約に基づく対象サービスの更新、変更または修正を必要とすることがあります。第三者がその第三者コンテンツまたはAPIについて対象サービス向けの合理的条件での提供を停止した場合（その該当性の判断は、オラクルの単独の裁量によるものとします）、オラクルは、お客様に対し何ら責任も負うことなく、対象となる第三者コンテンツまたは第三者サービスへのアクセスの提供を停止することができるものとします。サービス期間中における第三者コンテンツ、第三者サービスまたはAPIに対する変更（これらの利用不能も含みます）のいずれも、本契約または該当の注文に基づくお客様の義務に影響を及ぼすものではなく、お客様は、当該変更を理由として払戻し、クレジットその他の補償を受ける権利を有しないものとします。

11. サービスの監視、分析、およびオラクル・ソフトウェア

11.1 オラクルは、オラクルによる対象サービスの運用を円滑化するため、お客様のサービス・リクエストの解決を支援するため、対象サービスの機能、セキュリティ、完全性または可用性に対する脅威および対象サービスにおけるコンテンツ、データまたはアプリケーションに対する脅威を検出してそれに対処するため、ならびに違法な行為またはAcceptable Use Policyへの違反を検出してそれに対処するために、対象サービスを継続的に監視します。オラクルの監視ツールは、かかる目的で必要となる場合を除き、対象サービス内に存するお客様コンテンツのいずれも収集せず、その保存もしません。オラクルは、お客様またはお客様のユーザーから提供された非オラクル製のソフトウェアのうち対象サービス内に保存されているか、対象サービス上で動作するかまたは対象サービスを介して動作するものについて、監視を行わず、問題への対処も行いません。オラクルの監視ツールにより収集された情報（お客様コンテンツを除きます）は、オラクルの製品およびサービスのポートフォリオの管理を支援するため、オラクルの製品およびサービスの不備への対処においてオラクルの助けとするため、また、ライセンス管理の目的のために、使用されることもあります。

11.2 オラクルは、(i) 対象サービスのパフォーマンス、運用および使用に関連する統計その他の情報を蓄積することができるとともに、(ii) セキュリティおよび運用の管理のため、統計分析を作成するため、ならびに研究および開発の目的で、対象サービスからのデータを集計形式にて使用することができるものとします（(i)および(ii)を総称して以下「サービス分析」といいます）。オラクルは、サービス分析を公表することができるものとします。ただし、サービス分析には、お客様または個人の特定に至るおそれのある形式でお客様コンテンツ、パーソナル・データまたは機密情報が組み込まれることはありません。サービス分析についてのいかなる知的財産権も、オラクルに留保されるものとします。

11.3 オラクルは、対象サービスと合わせて使用するための一定のオラクル・ソフトウェア（定義は後述）を取得する機会を、お客様に提供することがあります。オラクルがオラクル・ソフトウェアをお客様に提供した場合において当該ソフトウェアに関する別個の条件を明示しなかったときは、本契約およびお客様の注文の規定内容を条件とし、かつ対象サービスのお客様による使用の円滑化のみを目的として、当該オラクル・ソフトウェアが対象サービスの一環として提供されるとともに、当該オラクル・ソフトウェアを使用するための非独占的かつ全世界対象の限定的な権利がお客様に付与されるものとします（ただし、オラクル・ソフトウェアの要素のうち別個のライセンスの対象となるものについては、該当の別個の条件により規律されるものとします）。お客様は、当該目的のためにオラクル・ソフトウェアをお客様のユーザーに使用させることができるものとし、当該ユーザーによるライセンス条件の遵守について責任を負うものとします。オラクル・ソフトウェアについてのお客様の使用権は、オラクルからの通知（ウェブへの掲載その他の方法によるもの）、または当該オラクル・ソフトウェアに関連する対象サービスの終了のうち、いずれか早い方の時点で終了するものとします。上記にかかわらず、お客様へのオラクル・ソフトウェアのライセンス許諾が別個の許諾条件に基づくものである場合、お客様による当該ソフトウェアの使用は、当該別個の許諾条件により規律されるものとします。別個の条件に基づきライセンスされるオラクル・ソフトウェアのいかなる部分に対するお客様の使用権も、本契約による何らの制限も受けません。

12. 輸出管理

12.1 対象サービスには、米国その他一切の関係地域における輸出管理法規が適用されます。当該輸出管理法規は、本契約に基づき提供される対象サービス（技術データも含みます）および対象サービスに関する一切の納入物の使用に適用されます。お客様およびオラクルは、各々、当該輸出管理法規（「みなし輸出」および「みなし再輸出」に関する規制も含みます）のすべてを遵守する旨に、同意します。お客様は、対象サービスに由来するデータ、情報、ソフトウェア・プログラムおよび/またはマテリアル（またはこれらの直接製品）のいずれも、かかる輸出管理法規に違反して直接または間接を問わず輸出されることはなく、また、かかる輸出管理法規上で禁止されている目的（核兵器、化学兵器もしくは生物兵器の拡散、またはミサイル技術の開発も含みますがこれらに限定されません）に使用されることもない旨に、同意します。

12.2 お客様は、地理上の場所を問わずお客様およびお客様のユーザーによる対象サービスへのアクセスを可能とすることならびに対象サービスと他の場所（ユーザーのワークステーションなど）との間におけるお客様コンテンツの転送その他の移動を可能とすることを目的として対象サービスが設計されている旨について、了承します。お客様は、地理上の場所をまたいでユーザー・アカウントの認証および管理、ならびにお客様コンテンツの輸出管理および地理的転送について、単独で責任を負うものとします。

13. 不可抗力

お客様およびオラクルのいずれも、戦争行為、敵対行為、サボタージュ、天災もしくは世界的流行病に起因するか、電気、インターネットもしくは電気通信の停止であってその原因が債務者でないものに起因するか、政府による規制（輸出、輸入その他についての許認可の拒否または取消しも含みます）に起因するかまたは債務者の合理的支配を超える他の事由に起因する不履行または履行遅滞について、責任を負いません。お客様およびオラクルは、不可抗力による影響を緩和させるための合理的努力を払うものとします。かかる事由が30日を超えて継続した場合、お客様またはオラクルのいずれも、書面通知により、未履行の対象サービスおよび影響を受けた注文を取り消すことができます。本条は、通常の災害復旧手順に従って妥当な対策を講じるという当事者の義務、および対象サービスについてのお客様の支払義務のいずれも、免除するものではありません。

14. 準拠法および管轄裁判所

本契約は日本国の法律が適用され、両当事者は、本契約に起因または関連する一切の紛争について東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする旨を、合意します。

15. 通知

15.1 本契約に基づいて要求される通知は、書面により、他方当事者に提供されるものとします。お客様とオラクルとの間で法的紛争が生じた場合、お客様が本契約の補償条項に基づき通知を行うことを希望する場合、または次のいずれかの事由が生じた場合には、お客様は、速やかに下記宛てに書面通知を送付するものとします。(1) お客様が支払いを停止したとき、(2) 重要な資産または本契約に基づきオラクルから受領した資産を対象として第三者が仮差押え、仮処分、差押えまたは強制執行を行ったとき、または(3) 解散、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始または清算開始の申立てがなされたとき。

宛先：日本オラクル株式会社 〒107-0061 東京都港区北青山二丁目5番8号 法務室長

15.2 オラクルは、オラクルの対象サービスの全顧客に適用される通知を、対象サービス向けのオラクルのポータル上における一般的告知の方法により行うことができるものとし、また、お客様固有の通知を、オラクルのアカウント情報に記録されているお客様の電子メール・アドレス宛ての電子メールによるかまたはオラクルのアカウント情報に記録されているお客様の所在地宛ての第一種郵便もしくは料金前払郵便での書面送付により行うことができるものとします。

16. 譲渡

お客様は、他の個人その他の法主体に対し、本契約上の権利を譲渡することはできず、対象サービスそれ自体または対象サービスについての利益を付与または移転することもできません。

17. その他

17.1 オラクルは、独立の契約者であり、各当事者は、当事者間に共同経営、ジョイント・ベンチャーまたは代理関係のいずれも存しない旨に同意します。

17.2 オラクルのビジネス・パートナーその他の第三者（対象サービスとの間で統合関係にある第三者、または対象サービスとの相互作用関係にあるコンサルティング・サービス、導入サービスもしくはアプリケーションを提供するためにお客様により起用された第三者も含みます）は、オラクルとは別個独立の関係にあってオラクルの代理人ではありません。オラクルは、かかるビジネス・パートナーその他の第三者に帰すべき理由により生じた対象サービスまたはお客様コンテンツに関する問題のいずれについても、責任を負わず、拘束されず、責務も負いません。ただし、本契約に基づき注文されたエンゲージメントにおけるオラクルの業務委託先として当該ビジネス・パートナーまたは第三者が対象サービスを提供する場合については例外としますが、その場合においても、本契約に基づきオラクルの要員についてオラクルが負う責任と同一の範囲に限定されるものとします。

17.3 本契約の条件のいずれかに効力または法的強制力のないことが判明した場合でも、残りの規定は引き続き有効に存続するものとし、また、当該条件は、本契約の目的および趣旨と整合する別の条件に置き換えられるものとします。

17.4 オラクルによる、料金の不払いまたはオラクルの財産権侵害に関する訴訟を除き、いずれの当事者も、本契約に起因または関連する訴訟を、いかなる形態であれ、権利を行使することができる時から2年経過した後は提起することはできません。

17.5 本契約の適用を受ける注文の締結に先立ち、お客様は、対象サービスがお客様の技術上、ビジネス上または規制上の要件を満たすものであるか否かの判断について、単独で責任を負うものとします。オラクルは、標準版の対象サービスの使用が当該要件と整合するか否かを判断するためのお客様による取組みに、協力します。オラクルにより実施される追加作業、または対象サービスの変更のいずれに対しても、追加料金が適用されることがあります。お客様による対象サービスの使用に関連するお客様による法令遵守については、引き続きお客様のみが責任を負うものとします。

17.6 45日前までの書面通知により、かつ12か月に1回を超えない頻度で、オラクルは、クラウド・サービスのお客様による使用が該当の注文および本契約の条件に適合していることを確認するため、クラウド・サービスのお客様による使用状況を監査することができるものとします。かかる監査のいずれも、お客様の通常の業務活動を正当な理由なく妨げないものとします。

お客様は、オラクルによる監査に協力する旨、ならびにオラクルにより合理的に要請された合理的な支援および情報アクセスを提供する旨に、同意します。

監査の実施、および監査中に得られた非公開データ（監査に由来する知見または報告内容も含みます）には、本契約第4条（機密保持）の規定が適用されるものとします。

不遵守が監査により明らかとなった場合、お客様は、当該不遵守についての書面による通知から30日以内に当該不遵守の是正（追加的なクラウド・サービスについての料金の支払いの場合も含みますが、これに限定されません）を行うことに同意します。お客様は、監査への協力によりお客様に生じた費用のいずれについてもオラクルが責任を負わない旨に、同意します。

17.7 本契約を参照元または組込先とする文書についてオラクルの裁量による変更がある場合、オラクルは、当該文書の変更版をオラクルのウェブサイトに掲載するものとします。変更版の文書は、その掲載日から14日後に効力を生じるものとします。お客様は、<https://www.oracle.com/corporate/contracts/cloud-services/>においてサブスクリプションの登録をすることにより、当該ウェブサイトに掲載されている文書の変更についての通知を受けることができます。

18. 完全合意

18.1 お客様は、本契約および明示的に言及されることにより本契約の一部となる情報（URLに含まれる情報への参照、または参照されたポリシーを含みます）、ならびに適用される注文が、お客様から注文された対象サービスに関する完全な合意であり、書面または口頭であるかを問わず当該対象サービスについて従前または同時になされたすべての合意および意思表示に取って代わることに、同意します。

18.2 両当事者は、本契約および一切のオラクル注文における条件が、一切の購買注文書、調達用インターネット・ポータルその他これらに類するオラクル所定外の文書における条件に取って代わる旨、また、かかる購買注文書、ポータルその他のオラクル所定外の文書に含まれているいかなる条件も、注文された対象サービスに適用されない旨について、明確に合意します。注文の条件と本契約の条件との間に矛盾がある場合には、注文の条件が優先するものとします。ただし、注文に別段の明示がない限り、Data Processing Agreementの条件は、これと矛盾する注文の条件のいずれにも優先するものとします。お客様およびオラクルの授権代表者の各々により署名もしくは記名押印がなされた書面による場合または当該各授権代表者によりオンラインで同意がなされた場合を除き、本契約およびそれに基づく注文を変更することはできず、権利および制限を変更または放棄することもできません。ただし、オラクルは、対象サービスおよびサービス仕様書を更新することができるものとし、その方法の例としては、オラクルのウェブサイト上における更新後の文書の掲載も挙げられます。いかなる第三受益者関係も、本契約により生じることはありません。

19. 定義

19.1 「**オラクル・ソフトウェア**」とは、対象サービスについてのお客様によるアクセス、運用およびまたは使用の円滑化を専らの目的としてお客様によるダウンロードが可能な状態にオラクルにより置かれる一切のソフトウェア・エージェント、アプリケーションまたはツールをいいます。

19.2 「**Program Documentation**」とは、対象サービスおよびオラクル・ソフトウェアに関するユーザー・マニュアル、ヘルプ・ウィンドウおよびreadmeファイルをいいます。かかるドキュメントには、<http://oracle.com/contracts>またはオラクルの指定する他のアドレスからオンラインにてアクセスできます。

19.3 「**サービス仕様書**」とは、お客様の注文において対象サービスに適用されることにより、次の文書をいいます。(a) Oracle Cloud Hosting and Delivery Policies、Program Documentation、Oracle Service Descriptions、およびData Processing Agreementであって本契約に記載されているもの、(b) Oracle Privacy Policy、および(c) お客様の注文において参照されているかまたはお客様の注文に組み込まれている他の一切のオラクル文書。次の文書は、お客様の注文において取得された非クラウド型のオラクル・サービス（プロフェッショナル・サービスなど）のいずれに対しても、適用されません。すなわち、Oracle Cloud Hosting and Delivery PoliciesおよびProgram Documentation。次の文書は、オラクル・ソフトウェアのいずれに対しても、適用されません。すなわち、Oracle Cloud Hosting and Delivery Policies、Oracle Service Descriptions、およびData Processing Agreement。

19.4 「**第三者コンテンツ**」とは、対象サービスを通じ、対象サービス内またはお客様による対象サービスの使用と合わせてお客様がアクセスできるソフトウェア、データ、テキスト、画像、音声、動画、写真その他のコンテンツおよびマテリアル（フォーマットの如何を問いません）であってオラクル外の第三者ソースを取得先または派生元とする一切のものをいいます。第三者コンテンツの例としては、ソーシャル・ネットワーク・サービスからのデータ・フィード、ブログ・ポストからのRSSフィード、オラクルのデータ・マーケットプレイスおよびライブラリー、ディクショナリー、ならびにマーケティング・データも挙げられます。第三者コンテンツには、対象サービスまたはオラクルが提供したあらゆるツールをお客様が使用することで、アクセスされまたは取得された、第三者により提供されたマテリアルを含みます。

19.5 「**ユーザー**」とは、対象サービスに関し、本契約およびお客様の注文に基づきお客様によりまたはお客様のために当該対象サービスの使用を許可された従業員、業務委託先およびエンドユーザーをいいます。お客様とのやり取りのためにお客様のクライアント、代理人、顧客、サプライヤーその他の第三者による対象サービスへのアクセスを可能とすることを専らの目的とする対象サービスにおいて、当該第三者は、本契約およびお客様の注文の規定内容を条件として、「ユーザー」とみなされるものとします。

19.6 「**お客様コンテンツ**」とは、ソフトウェア、データ（パーソナル・データも含みます）、テキスト、画像、音声、動画、写真、非オラクル製または第三者製のアプリケーション、その他のコンテンツおよびマテリアルであって、フォーマットの如何を問わず、お客様またはお客様のユーザーにより提供されたうえで、対象サービス内に格納されるかまたは対象サービス上でもしくは対象サービスを通じて実行される一切のものをいいます。本契約に基づく対象サービス、オラクル・ソフトウェアその他のオラクルの製品およびサービス、オラクルの知的財産、ならびにこれらの派生物のいずれも、「お客様コンテンツ」の定義に該当しないものとします。お客様コンテンツには、対象サービスまたはオラクルが提供したあらゆるツールをお客様が使用することで、お客様により対象サービスに持ち込まれた、第三者コンテンツを含みます。